

西田幾多郎「世界の自己同一と連続」における「弁証法的世界」

—行為における「非連続の連続」を手掛かりに—

大阪大学大学院人間科学研究科 眞田航

序

後期の西田幾多郎が取り組んだ主要な問題のひとつに「現実の世界とは如何なるものであるか。[...]かかる世界の論理的構造は如何なるものであろうか」(六, p.171) <sup>(1)</sup>というものがある<sup>(2)</sup>。板橋(2008)が指摘するように、『哲学の根本問題続編』(1934)(以下『続編』)から『哲学論文集第二』(1937)まで、西田は「世界の論理的構造」として独自の弁証法論理を提示しようと試みてきた。西田にとって「現実の世界」とは、弁証法的構造を有した「弁証法的世界」(七, p. 49 など)であったのである。

また、この「弁証法的世界」は「非連続の連続の世界」(七, p. 49 など)とも言い換えられている。したがって、後期西田が提示した「弁証法的世界」を理解するためには、「非連続の連続」というタームがひとつの鍵となっていると言える。本稿の関心は、この「非連続の連続」を手掛かりに、西田が探究した「現実の世界」すなわち「弁証法的世界」とはどのような世界像であるのかを明らかにすることにある。

西田が構築した世界像については先行研究でもしばしば議論されている。たとえば板橋は、西田がいかなる基体・実体をも否定することで、無基底的に自己自身を形成する世界という世界像を構築したことを指摘している(板橋, 2008, 第一章)。また新田(1998)も、西田哲学においては無基底的な世界が自己否定的に不断に運動するとされていることを指摘している。

しかし、これらの研究は、「非連続の連続」の論理構造がとりわけ明確に提示されている論文「世界の自己同一と連続」(『哲学論文集第一』(1935)所収(以下『第一』))を詳細に検討しなかった。そのため、後期西田が前景化した「特殊」概念の検討が不十分であった。それにともなって、「弁証法的世界」が暗に一つしか存在しないものと想定されており、その多数性が見逃されてしまった。

また、「世界の自己同一の連続」に焦点をあてた数少ない先行研究として清水(2008)が存在する。清水(2008)は、西田哲学における「連続性」概念あるいは「一般者」概念そのものをネットワークとして読み替え、個物がそのネットワークと調和することで、無数の個物が非連続でありながら連続する事態を理論づけようとした。しかし清水(2008)は、西田が「非連続の連

続」のうちに見ていた弁証法を論じなかったため、なぜ一般者（連続性）が個物（非連続性）を許容するのかが明らかになっていない。

そこで本稿の目的を、「世界の自己同一と連続」における「非連続の連続」の論理構造を解明することを通じて、「弁証法的世界」とはどのような世界像であるのかを明らかにすることに定める。

本稿は以下の構成をとる。第一節では、西田が「現実の世界」の探究を行為における「非連続の連続」という事態から出発したことを指摘する。第二節では、西田が個物と一般者とが否定的な相互要請関係にあると考えていたことを指摘する。第三節では、西田における「特殊」概念を個物 - 一般の二重体として解釈する。第四節では、第二節と第三節で提示した解釈を組み合わせることで、「世界の自己同一と連続」における「弁証法的世界」の内実を明らかにする。

## 1. 世界を把握するための出発点としての行為

冒頭の引用と同じ箇所、西田は「現実の世界とは如何なるものであるか。〔…〕我々が之に於て働く世界でなければならぬ、行動の世界でなければならぬ」（六、p. 171）と述べる。西田にとって「現実の世界」とは、まずもって「働く世界」であった。西田は「働く」・「行動」すなわち行為を出発点として、「現実の世界とは如何なるものであるか」という問題に取り組んでいたのである<sup>(3)</sup>。

西田が「働く」と言うとき、それは「互いに相独立する物と物とが相働く」（七、p. 11）ことを意味する。つまり行為とは、主体たる自己が客体たる外的対象に、一方向的に作用を及ぼすことではなく、相互に他なるものが双方向的に作用を及ぼすことである。

このような行為の場面を捉えるためには、カントやヘーゲルといった従来の哲学を乗り越えると同時に、それまでの西田自身の哲学をも乗り越える必要があると西田は考えていた。カントやヘーゲルなどの従来の哲学は「主観主義」に陥っており、「働く個物」を正しく把握できないと批判するとともに（七、p. 32 など）<sup>(4)</sup>、それまでの自身の哲学を「個人的自己の立場から世界を見るといふ立場を脱してゐない」（六、p. 164）と批判している。

これらの哲学は、「我々の個人的自己を模型として世界を考へる」（七、p. 36）立場であり、世界を主観・個人的自己の「内在的世界」（七、p. 36）と考へる立場であると西田は考えていた。つまり、これらの哲学は、主観・個人

的自己の外部の他なるものを考えることができないのである。それゆえ、相互に他なるものが双方向的に作用を及ぼす行為の場面を捉えるためには、主観・個人的自己に定位することを止めなければならないのだ。

このような「主観主義」批判から、後期西田哲学は個人に先立つ全体性を措定し、個人の個々独立性をその全体性のうちに回収する全体論的な哲学であると誤解されることがある。

たとえば森野は、後期西田が「個物の関係の唯一の媒介者である（唯一の現実）」を措定することによって、「それぞれの個物の経験の自律性」を「消去」したと批判している（森野，2019，p. 209）。また小坂は、西田の立場を「個体と普遍の二元的対立において普遍を優先させようとする立場ではなく、個体と、個体を含んだ普遍との関係において、後者の側から世界を見ていこうとする立場」であり、「いわゆる自己というものが消失した立場から物を見ていこうとする立場」であると解釈している（小坂，2011，p. 121）。小坂は個人の個々独立性を全体性に解消するモデルとして後期西田哲学を解釈することを拒否しているものの、「自己というものが消失した立場」を暗に特権視し、個体に対して「個体を含んだ普遍」を優先している（小坂，2011，p. 121）。それゆえ、その「個体を含んだ普遍」は、実質的には森野（2019）の言うような「唯一の媒介者」、つまり個人の個々独立性を回収する全体性に他ならないだろう。

しかし、西田はこのような全体論的な哲学を展開したわけではない。このような誤解は、西田が行為の場面に読み込んだ「非連続の連続」という事態を正しく理解しなかったことに起因する。ここで、西田が捉えようとした行為の場面、すなわち相互に他なるものが双方向的に「相働く」場面を分析し、「非連続の連続」がどのような事態なのかを見ていこう。

あるものとあるものとが相働くとき、両者が単に非連続であると言うことはできない。もし両者が単に非連続であるだけなら、換言すると完全に無関係であるなら、両者が相互作用を及ぼすということすら考えられないからである。両者が単に非連続である場合、両者が相働くために不可能な跳躍を求めるほかない。それゆえ「単に無媒介とか非連続的とか考へるならば、相働くといふことはない」（七，p. 18）のである。

かといって、あるものとあるものとが単に連続するだけなら、換言すると完全に同一のものであるなら、相働くといってもそれはものともものが相互に作用を及ぼすということではなく、同一者の内的な推移にすぎない。したがって、このとき両者は「唯一つのものであって、他に対して働くといふこともない」（七，p. 11）。

以上のように、相働くという場面から出発すると、あるものとあるものとは非連続でありながらも連続であり、連続でありながらも非連続であるという事態に行き当たることになる。このように非連続と連続とが重なり合う事態を指して西田は「非連続の連続」と言っているのである。

また、西田はこの「非連続の連続」を「弁証法的統一」(七, p. 11)とも言い換えている。したがって、西田にとって弁証法とは、非連続と連続とが重なり合う二重性を帯びた構造そのものを指しているのである。つまり、非連続性を回収する高次の連続性を見出していくといういわゆる正 - 反 - 合の論理なのではなく、非連続と連続とが相反すると同時に不可分であるという構造そのものなのである。

したがって、西田は単にすべてを全体性のもとに回収する全体論的な哲学を展開したわけではないし、個物と個物とが何のかかわりももたない離散的な状態を措定したわけでもない。西田は行為の場面に見出される「非連続の連続」という事態を出発点として「現実の世界」の「論理的構造」(六, p.171)を探究したのである。そして、このような探究のなかで「弁証法的世界」という世界像が構築されていったのだ。

## 2. 個物と一般者の否定的な相互要請関係

第一節では、「非連続の連続」が、非連続と連続とが重なり合う二重構造を指していることをみた。しかし、非連続と連続とが重なり合うといっても、非連続と連続とが未分化の統一状態にあるというわけではない。もしそうなら「非連続の連続」の連続性の側面を強く読むことになり、「非連続の連続」が「単にバラバラなものが同一化していく」という素朴な連続性を意味することになってしまう。

重要なのは、非連続と連続とが否定性に貫かれていることによって相互に重なり合う、ということだ。つまり西田は、非連続と連続とが矛盾し、相互に相互を否定するがゆえに、かえって両者が重なり合うという弁証法的構造を提示しているのである。

では、非連続と連続とが否定性に貫かれていることによって重なり合うとはどういうことか？このことを明らかにするために、個物と一般者の関係をめぐる西田の議論を分析する。それによって、個物と一般者が否定的な相互要請的な関係にあることが示され、それと関連して非連続と連続とが相互否定的な二重構造をなしていることが明らかになる。

まずは一般者について考える。西田にとって一般者は複数の個物の個々独立性を否定するものである。つまり一般者とは、複数の個物からそれぞれの個々独立性を否定することで、それらにある同一性のもとにまとめあげるものである。したがって、一般者は個物と個物との非連続性を否定して両者を連続させる媒介者であると言える。「真の一般者は個物を限定する、少くも個物と個物との媒介者といふ意味を有つたものでなければならない。そういう意味に於ては、それは個物を否定する意味を有つたものでなければならない」（七、p. 7）。そして、そのように非連続性を否定することによって、一般者は個物のあり方を規定してしまうのである。

そのような一般者の例として、社会を挙げることができる。たとえば、「社会の風俗習慣制度法律」といった社会的コードは、私たちそれぞれの個々独立性を否定し、「客観的として我々を限定する」ものである（七、p. 64）。社会は「我々に運命的意義を有つたもの」（七、p. 54）として、私たちのあり方を規定してしまう。しかし、私たちは社会的に規定されることによって、コミュニケーションをとるなど相互に連続することが可能になるのである。

しかし、一般者が個物を否定することは一般者自身の否定に帰結する。「併しかゝる一般者の意義に徹底する時、個物といふものはなくならねばならない。而して個物といふものがなくなる時、一般といふものも亦なくなるの外ない」（七、p. 7）。そもそも一般者は個物と個物との非連続性を否定することでそれらを連続させるものであった。それゆえ、一般者は個物を否定するかぎりにおいて存在可能であると言える。したがって、一般者が存在するためには個物の存在が必然的に要請されるのである。換言すると、個物と個物の非連続性を前提するかぎりにおいて、一般者という連続性が成立可能であるのだ。さきほどの例にあてはめると、「社会的・歴史的事実の根柢に我と汝といふものが考へられねばならない」（六、p. 200）とあるように、社会が存在するためには、個物としての私と汝の存在が要請される、ということになる。

また逆に、個物が存在するためには一般者が要請される。

ある個物は、他の個物と区別されるかぎりにおいて、すなわち他の個物と非連続であるかぎりにおいて、個々独立な個物である。つまり、ある個物が個物であるということは、他の個物ではないということによって基礎づけられているのである。ある個物は他の個物と否定的な関係を取り結ぶことによってこそ個物として存在できるのである。西田が何度も繰り返す「個物は個物に対することによって個物である」（七、p. 23 など）あるいは「物と物とが相働くといふことなくして一つの物といふものもない」（七、p. 12）という主張はこのことを意味している。

かといって、ある個物と他の個物が単に非連続であるならば、両者が非連続であると言うことすらできない。両者が単に無関係であるならば、両者は「区別される」という否定的な関係を取り結ぶことすらありえないからだ。したがって、一面において両者が連続でなければ、両者が非連続であると言うこともできない。個物と個物が単に非連続であるだけなら、かえって個物は存在不可能なのだ。「個物と個物が非連続的となるといふこと、無関係的となるといふことは、個物といふものがなくなると云ふこと」（七、p. 33-34）なのである。非連続はつねにすでに連続を前提としているのである。

上述のとおり、個物と個物を連続させるものは一般者であった。したがって個物は、自己自身の個々独立性を否定し、一般者のもとで他の個物と連続することによって、かえって個々独立なものとなるのである。つまり、個物が個々独立な個物として存在するということは、個物の個々独立性を否定する一般者を要請することに帰結するのである。「個物は自己自身を否定することによって個物となる。個物が一般化することによって個物となる」（六、p. 202）。

その具体例として、私たちは社会的コードのなかで自己の個々独立性が否定されることによって、かえって個物としての「この私」を感じることができる、という事態が考えられる。もしも私が社会的コードを全く身につけておらず、他者との連続性を全くもたないなら、私は私ではないもの、すなわち私と非連続なものを見出すことすらできない。このとき、私はひとつの個物として生きている「この私」を感じることができないだろう。なぜなら個物としての「この私」は、「あの人」でも「その人」でもないというような、他者との否定的関係のなかでしかありえないからだ。つまり、私が「この私」であるためには社会的コードを身につけ、自己の個々独立性を否定することが必要であるという逆説が成立するのである。個物は自己の個々独立性を否定する一般者に包摂されることによって、かえって個物であることが可能なのである。

以上から、個物と一般者は相互に否定すると同時に相互に要請していることがわかる。また同時に、この否定的な相互要請関係のなかで、非連続と連続とが否定性を媒介として重なり合っていることが見て取れる。つまり、非連続は自分を否定する連続を前提とするかぎりにおいて成立可能なのであり、連続は自分を否定する非連続を前提とするかぎりにおいて成立可能なのである。非連続と連続は、相反するものであるがゆえに、かえって切り離しえないものなのである。このような非連続と連続の相互否定的な二重構造こそが、西田の言う「非連続の連続」なのであり、行為の場面に見出される「弁証法」

なのである。

### 3. 個物 - 一般の二重体としての特殊

第二節では、行為における「非連続の連続」が非連続と連続の相互否定的な二重構造であるということを示した。また、第一節で見たように、西田はこの「非連続の連続」を出発点として自身の哲学体系を構築し、「弁証法的世界」のあり様を探究したのである。

その構築の過程で、『続編』以降、「特殊」概念が前景化されるようになるとともに、「特殊」概念に独自の意味が与えられるようになる。そして西田は、ふつう固定的なステータスであるかのように思われている個物と一般者を流動化させ、個物 - 特殊（種） - 一般（普遍・類）の三幅対を大胆に組み換える。その結果、個物 - 一般の二重体としての特殊こそが、純粋に個物的なものや純粋に一般的なものに先立つ「具体的実在」であるという論理が構築される。以下で詳しくみていこう。

ふつう特殊というと個物と一般者をつなぐ中間的なものとして扱われる。しかし、「普通の論理に於ての様に、個物と一般との中間に考へられる特殊といふものは、何等の独自性を有たないものである」(七, p. 61)とあるように、西田は特殊を個物と一般者の中間に置くことを拒否している。

では西田は特殊の概念をどのようなものと考えていたのか。『続編』の「序」における「特殊者」についての議論を分析してみよう。

現実の世界に於てあるものは一面に何処までも主観的である共に一面に何処までも客観的であり、一般的なると共に個物的、個物的なると共に一般的にして、自己自身の中に矛盾を含み、何処までも弁証法的に動いて行く。かかる意味に於て現実の世界に於てあるものはすべて自己自身を限定する特殊者と云ふことができる。(六, p. 160)

この引用から、西田にとって特殊とは「一般的なると共に個物的、個物的なると共に一般的」なものであるということが読み取れる。つまり、ここで特殊は、一面においては一般者として複数の個物の個々独立性を否定することでひとつにとりまとめる連続体であると同時に、他面においてはひとつの個物として個々独立なものである。特殊はこの意味で「自己自身の中に矛

盾を含」むのである。西田的な意味での特殊とは単に一般者でも個物でもないが、しかし一般者でも個物でもあるような、いわば個物 - 一般の二重体とも言えるものなのである。

加えて西田は、現実の世界においてあるものはすべて特殊であると論じている。裏返せば、単なる個物も単なる一般者も存在せず、特殊のみが存在するということだ。いかなるものも単なる個物ではなく、単なる一般者でもない。あらゆるものが個物 - 一般の二重体としての特殊なのだ。

一見すると、特殊が個物 - 一般の二重体であるという発想は理解しがたいものかもしれない。たしかに、個物と一般者を固定的なステータスであると前提するならば、この発想は理解できないだろう。換言すると、ある個物（一般者）はいかなる場合においても絶対に個物（一般者）として存在するのであり、それが一般者（個物）となることなどありえない、ということだ。

しかし実際のところ、個物と一般者は否定性を媒介とすることによって相互に反転しうる。西田の言葉を用いるなら、「個物が一般であり一般が個物である」（七, p. 9）ことがありうるのである。

まずは、否定性を媒介とすることによって個物が一般者へと反転しうることをみていこう。たとえば西田自身が挙げる例のひとつに「意識」がある（七, p. 24）。ふつう意識は個物として捉えられているだろう。しかし、意識内部の多様で非連続的な意識経験に目を向けるとき、意識は個物としてのバラバラの意識経験をまとめあげる一般者として存在すると言える。つまり、個物としての意識は、自己がはらむ否定性を媒介とすることによって、一般者へと反転するのである。

逆に一般者は個物へと反転しうる。第二節でみたように、一般者は複数の個物の個々独立性を否定し、連続させるものであった。しかし他面においては、その一般者がひとつの個物として他の個物と対するということもありうる。つまり、複数の個物をひとつに連続させる一般者として存在していたものが、その連続性の外部にあるものと出会うとき、ひとつの個物へと反転することがありうるのである。「何処までも自己によつて他を媒介し、他を否定することによつて自己自身に連続な個物的世界と世界とが対立する」（七, p. 71）とあるように、自己に対して非連続なもの（「他」）を否定し包摂することによって自己の連続性を保つ一般者同士は、ひとつの個物として互いに対するのである。たとえば、意識はバラバラの意識経験をまとめる一般者だが、他者の意識と出会うときにはひとつの個物として経験されるのである。

以上のように否定性を媒介とすることによって、個物と一般者は反転しうるのである。このような意味で、あらゆるものが特殊 = 個物 - 一般の二重体

であると言える。

この「特殊」の例として、さきほどの「意識」に加えて、第二節でみた社会が挙げられるだろう。社会は「運命」として個人たちのあり方を規定する一般者であった。しかし、その社会が他の社会に対するとき、両者はそれぞれ個々独立性をもった個物として相対していると言える。両者は「自己自身に連続な個物的世界と世界」として相働くのである。このように社会は、一面においては一般者であり、他面においては個物であるというような二重性を有しているのである。西田の言うように、「社会的・歴史的実在といふのは単に一般的なるものではなくして、個物的なると共に一般的なるもの」(六, p. 183) なのであり、まさに社会は個物 - 一般の二重体としての特殊であると言える。

ただし、本稿では意識や社会を例に挙げて個物 - 一般の二重体としての特殊を説明したが、上述のとおり西田の哲学体系においては、あらゆるものが特殊 = 個物 - 一般の二重体であることに注意しておきたい。意識や社会だけが特権的に特殊であるのではなく、あらゆる個物は裏面において一般者なのであり、あらゆる一般者は裏面において個物なのだ。

このように考えると、この意味での特殊を個物と一般者のあいだの中間的なものと考えすることはできない。なぜなら西田の哲学体系においては単なる個物も単なる一般者も存在しないため、その中間も当然存在しないからである。

むしろ西田は、特殊 = 個物 - 一般の二重体こそが具体的に実在するものであり、個物や一般者はその特殊の一側面を抽象したものにすぎないと考えていた。西田の言葉で言うと、「具体的実在は此の論文〔「世界の自己同一と連続」〕の始に云った如く個物的なるものが一般的、一般的なるものが個物的、即ち相反するものの自己同一として、弁証法的構造を有つたものでなければならぬ」(七, p. 76) ということになる。つまり、特殊こそが「具体的実在」であり、純粹に個的なものや純粹に一般的なものとは特殊から遡行的に見出されるにすぎないのである。

#### 4. 無限に更新される弁証法的世界

第二節では個物と一般者が否定的な相互要請関係にあるということ、第三節ではあらゆるものが特殊 = 個物 - 一般の二重体であるということが明らかになった。筆者の考えでは、この二つの帰結を組み合わせることで「世界の

自己同一と連続」における「弁証法的世界」という世界像がいかなるものであるかを理解することが可能となる。それでは、いよいよこの世界像の内実に迫っていこう。

「個物と個物とが相働く」という行為の場面から出発しよう。個物と個物とが相働くとき、両者を連続させる一般者が要請されるのであった。また、あらゆるものは特殊＝個物－一般の二重体であったため、その一般者は裏面においては個物として存在するということになる。そして、その一般者が個物として存在するということは、それが他の個物と相働くということが要請され、さらに新たな一般者が要請される。このようにして無限に新たな一般者が定立されていくのである。

このことは、たとえば〈世界全体〉のような、すべてを包摂する一般者を措定することが不可能であることを意味している。どれだけ大きな一般者を措定したとしても、それは一面においては個物であるため、それと相働く外的な個物が要請されてしまうのである。それゆえ、どのような一般者も決して〈世界全体〉ではないのである。したがって「弁証法的世界」は、「唯一つの媒介者」という閉鎖的な全体性となることなく、つねに多数化する世界なのである。

この点に関して、森野（2019）と小坂（2011）は西田哲学を全体論的に解釈していたが、西田はむしろ全体性の措定が不可能であると考えていたことがわかる。また、板橋（2008）や新田（1998）は、暗黙のうちに「弁証法的世界」を唯一つの世界であると想定していたが、実は「弁証法的世界」は無数に存在しうるのである。

反対に、個物は複数の個物を連続させる一般者でもある。そして、その個物たちもそれぞれ複数の個物を連続させる一般者なのである。したがって西田の哲学体系においては、究極の最小単位としてのアトムのようなものは存在せず、あらゆる個物は一般者としてそのうち無限に分裂を含むのである。

ただし西田は、単にミクロ方向に無限に個物が分裂する、あるいは単にマクロ方向に無限に一般者が定立されると考えたわけではない。より小さな個物あるいはより大きな一般者を定立していく単線的な無限の過程だけを想定したわけではないのである。西田の論理はより複雑な関係性を可能にしているのだ。

社会の具体例で考えてみよう。第三節で見たように、社会は個人のユニークさを否定し、「運命」として個人を規定するものであった。しかし、個人はそのような「運命を変じ得る」（七, p. 54）。つまり、「私に対するものは私の運命といふものであり、そこに個物と個物とが相対する意味があるのである」

(七, p. 54) とあるように、個人を包摂する一般者であったはずの社会が個物へと反転し、その社会と個人とが、個物同士として否定的な相互関係をもつようになるのである。さらには、第一節で触れた「主観主義」の立場に立つとき、ひとつの個物であるはずの主観的自己が、一般者であるはずの世界を、自己に内在するものとして包摂する一般者となる、という場面も成り立ちうる。西田はこのように無限に多様な相互関係を可能にする論理を構築することで、自身が批判する「主観主義」の立場でさえ、そのうちのありうるひとつの相互関係として基礎づけることができたのだ。

より一般的に説明するならば、ある状況下では個物 A が一般者 B に包摂されていたとしても、別の状況下では、その一般者 B が個物としてその個物 A と相働きうるのであり、さらに別の状況下では、個物 A が一般者 B を媒介する一般者でありうる、ということになる。このように西田の論理のもとでは、あらゆるものが個物として他のあらゆるものと相働きうるのであり、あらゆるものが一般者として他のあらゆるものを媒介しうるのである。より端的に言うなら、あらゆるもののあいだに相互に働き合う関係と相互媒介関係が成り立ちうるのである。

したがって、西田が提示する「弁証法的世界」は世界自身をも含めたあらゆるものが相働き、無限に多様な相互関係が取り結ばれる世界であると言える。つまり「弁証法的世界」は、非連続と連続の相互否定的な二重構造を有しているがゆえに、世界自身をも含めたあらゆるものが無限に多様な仕方でも連続性を作り上げると同時に、非連続を生み出していく世界であるのだ。「弁証法的世界」とは無限に多様な相互関係のなかで無限に新たなものへと絶えず更新されていく世界なのである。

## 結語と展望

本稿の議論をまとめると以下のようなになる。西田は行為における「非連続の連続」、すなわち非連続と連続の相互否定的な二重構造を出発点として自身の哲学体系を構築しようとした。それによって、個物と一般者とが否定的な相互要請関係にあること、また、あらゆるものが個物 - 一般の二重体としての特殊であることが導き出された。そして、これらの帰結を組み合わせることで、西田が構築した「弁証法的世界」が、それ自身が無限に多様な相互関係のなかに巻き込まれることで絶えず更新されていく世界像であることが明らかになった。

以上のように、本稿は「非連続の連続」の構造的理解を軸として「弁証法的世界」の内実を明らかにした。ところで、この「非連続の連続」というタームは、中期において時間論の文脈で導入されたタームであり、後期でもひきつづき時間論と歴史論の文脈で使用されている。それゆえ、本稿の「非連続の連続」解釈は、後期西田の時間論・歴史論を適切に理解するための足がかりとなるだろう。具体的には、非連続と連続の相互否定的な二重構造をふまえることで、世界がどのようにして歴史的に自己形成するのか、すなわち、世界の歴史的な動態性が可能となる機序を明らかにすることができるのである。それゆえ、後期西田の時間論・歴史論を本稿の成果にもとづいて探究することが、今後の課題である。

## 注

(1)『西田幾多郎全集』からの引用及び参照は、()内に漢数字で巻数、アラビア数字で頁数を示す。引用中の[]内はすべて引用者による補足である。

(2)本稿では板橋(2008)を参考に『哲学の根本問題続編』(1934)以降を後期とした。

(3)板橋(2008)や檜垣(2011)も西田が行為の立場から世界を把握しようとしたことを指摘している。

(4)ここでのカントやヘーゲル等の批判の当否については、紙幅の都合上本稿では措く。

## 文献表

西田幾多郎『西田幾多郎全集』岩波書店、2002-2009年。

檜垣立哉『西田幾多郎の生命哲学』講談社、2011年。

板橋勇仁『歴史的現実と西田哲学 絶対的論理主義とは何か』法政大学出版局、2008年。

小坂国継『西田哲学の基層—宗教的自覚の論理』講談社、2011年。

森野雄介「西田幾多郎の衝動概念—異邦の経験をめぐって」大阪大学大学院人間科学研究科博士論文、2019年。

新田義弘『現代の問いとしての西田哲学』岩波書店、1998年。

清水高志「西田哲学における連続性 C・S・パースとの比較において」『西田哲学会年報』西田哲学会、第5巻、2008年、147-159頁。